

◇ H29.4 ～ の保険料等

H29.4.1～ の労働・社会保険料、年金関係 についての内容です

◆ 労働・社会保険料

1. 労災保険料率 : これまでと 同率
2. 雇用保険料率 : (H29.4.1～) 各 0.1% 低下
0.9% (社員 0.3% + 会社 0.6%) ← 1.1% (社員 0.4% + 会社 0.7%)
3. 健康保険料率 : 都道府県 毎 (3月分・4月納付分～)

・東京都 9.91% (← 9.96%)	・神奈川県 9.93% (← 9.97%)
・埼玉県 9.87% (← 9.91%)	・千葉県 9.89% (← 9.93%)
4. 介護保険料率 : 1.65% (← 1.58%) (協会健保。40才以上・全国一律)
★ 健康保険組合 に加入の場合、3. 4. は その組合の定める率 になります
5. 子ども・子育て拠出金 : 0.23% (← 0.20%) (旧・児童手当拠出金 : 全額事業主負担)

◆ 雇用保険の関係

1. 失業給付の受給日数 : (H29.4.1～) 日数延長
〈倒産、解雇等の理由〉

・30～35才 : 120日(←90日)	・35～45才 : 150日(←90日)
----------------------	----------------------
2. 育児休業給付期間 : (H29.10.1～) 延長
★ 保育園に入れない場合 : 2才まで (← 1.5才まで)

◆ 年金の関係 : (H29.4月分～)

1. 受給する年金額 : (4月分・6月振込み～) 0.1% 低下
・満額の基礎年金 : 月 64,941円 ← 65,008円 (-67円)
2. 国民年金の保険料
・4月分～ : 月 16,490円 ← 16,290円 (+230円)
3. 働きながらの年金 停止、減額になる基準 : 28万円は同じ、47 ⇒ 46万円
4. 厚年の保険料率は、例年と同じく 9月分～ 183/1000 (←181.82) になります

… 建設業関連の皆様へ …

- ◆ 昨年12月に成立した「建設職人基本法」(俗称) が 施行されました。
(正式名称「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(H28法111号))
- ◆ 建設業の重大な労働災害の発生状況に鑑み、工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共工事・民間工事を問わず、保険料・経費の確保等手厚い対策を国・都県に求めるもの。
- ◆ 実務上の例として、民間発注工事も公共工事と同じ足場、命綱等の基準を適用する 等です。



◎ 当事務所は 社会保険労務士 として、給与計算、届出書類・手続や
 老齢・障害・遺族 の年金相談・手続も行っています
 又、行政書士として、建設・産廃業の許可申請・届出 等も行います

最近の法律改正

個人情報保護法 と マイナンバー法

- ・個人情報保護法 : 「個人情報の保護に関する法律」 (H15,第57号)
- ・マイナンバー法 : 「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号に関する法律」 (H25,第27号)

H29.5.30～ 改正・個人情報保護法が施行され、これまで適用除外の 5,000人以下の情報量も含め、原則 全事業所が適用になった。

個人情報保護法とマイナンバー法の関連、異同等実務のポイントを簡潔に整理します。

1. 個人情報保護法が一般法で、マイナンバー法は この特別法です。
マイナンバー法は、限定された範囲で一般法より慎重・厳格に管理運用する必要がある。
(両法律とも 刑法の罰則がある)
2. 社員は自分のマイナンバーを、身分証明、住民票・印証明の電子申請時等で使用できますが、
会社は社員のマイナンバーを、「社会保障」「税」「災害対策」の3分野で 役所に届出る書類に記載する等、法定の目的以外に使用することは禁止されています。
3. 個人情報保護 実務 の 5ポイント
 - ①. 個人情報の「取得」は、利用目的を伝える (公示する)
 - ②. 個人情報の「利用」は、定めた目的以外には使わない
 - ③. 個人情報の「保管」は、安全に管理する
 - ④. 個人情報を「他人に渡す」ときは、無断で行わない
 - ⑤. 本人からの「開示請求」は、断れない

4. 混同しやすい文言の整理

「個人情報」 : 生存する個人の情報で、氏名、住所、生年月日等を含み特定の個人を識別できるもの以下の 特定個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報を含む。 市販のTEL帳、住宅地図 やカーナビ情報 等は含まない。(プライバシー情報とは異なる)

「特定個人情報」 : 個人番号 (マイナンバー) を含む情報

- ★「個人識別符号」 : 指紋、掌紋、目の虹彩、DNAや基礎年金番号、健保・雇用保険の被保険者番号
- ★「要配慮個人情報」 : 本人の信条、社会的身分、病歴、犯罪歴 等

「プライバシー情報」 : 私生活上の知られたくない、知られていない情報 (生存者に限らない)

「統計情報」 : ある集団を時間、地域等一定条件下で調査した結果を集計したもの。保護法の対象外

- ★「匿名加工情報」 : 特定の個人を特定/復元できないよう一部を削除等したもの。穏やかな規律 可能。
- ★「オプトアウト」 : 同意不要で第三者に提供できる特例。要配慮情報は除く。保護委員会に届出 要。

(★ : 今回改正で追加された内容)



◎ 当事務所は 社会保険労務士 として、給与計算、届出書類・手続や
老齢・障害・遺族 の年金相談・手続も行っています

又、行政書士として、建設・産廃業の許可申請・届出 等も行います



最近の法律改正

「民法改正」について

H29.6.2 改正民法 (H29 法44号) が公布され、ここから 3年以内に施行されます。

◆ 改正の経過

- 民法が 明治29年(&31年) (1896/1898年) に制定されてから 120年経過後の改正となる。
- これまで 第4編(親族)、第5編(相続) は 昭和22年に大幅改正、平成16年に文語体から口語体に変更や、後、会社法の独立等はありませんでしたが今回は全面的な大改正です。

◆ 民法の構成

第1編 総則 (第1条～第174条)	第4編 親族 (第725条～第881条)
第2編 物権 (第175条～第398条)	第5編 相続 (第882条～第1044条)
第3編 債権 (第399条～第724条)	(構成条文数 1,044条は 同じ)

◆ 改正内容の概要

変更、改定の範囲は全編に及びますが、特に 第3編 債権に関する改正が多くなっています。改正の内容は、下記の三つにまとめられそうです。

- ①. これまでの規定・ルールの内容 そのものを変更した
- ②. 裁判、判例で定着している内容を条文に明記した
- ③. 表現、文言等を改める、条文間の整合 等

◆ 注目したい改正内容

- (特約のない) **法定利率** (第404条) : 従来は 年5分 (5%)
⇒ 当初 3年間は3%、その後 3年毎に (基準割合に従い) 1%単位で変動
- **債権の消滅時効**の原則 (166条) : 行使できる時から10年。&飲食/賃金 1年、弁護士2年、医師3年
⇒ 行使できる時から10年(客観的時効)、知った時から5年(主観的時効) の早い方 (職業別は削除)
- **生命や身体**の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 (167条&724条)
⇒ 不法行為や行使できる時から20年、知った時から5年の早い方、に統一
- 「**定型約款**」に関する規定が 新設された (548条)
適用される「定型取引」、「定型約款」の合意、約款の内容、変更等について
- 期間の定めある雇用の解除 (626条) : 5年超は労使とも3カ月前に予告
⇒ (労基法適用ない者) 期間5年超の契約は、労は2週間、使は3カ月前に予告 要
- 期間の定めない雇用契約の解約申入れ (627条) : 期間で報酬を定める場合
⇒ 労は2週間前、使は次期以降につき当期の前半に解約を申入れることが 必要

◆ H29.10月～の地域最低賃金額 (円/時)

• 北海道 : 810 円 (786円)	• 宮城県 : 772 円 (748円)
• 東京都 : 958 円 (932円)	• 栃木県 : 800 円 (775円)
• 埼玉県 : 871 円 (845円)	• 千葉県 : 868 円 (842円)
• 神奈川 : 956 円 (930円)	• 大阪府 : 909 円 (883円)

◆ 厚生年金保険料率 H29.9月分 (10月納付)～ : ⇒ 18.3% (労使折半)